

# 福岡県公報

令和三年六月十一日  
第二百七号  
増刊  
①

## 目次

### 雑報

○福岡県新型コロナウイルス等対策本部規程の一部を改正する規程

(がん感染症疾病対策課) ……………一

### 再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………二

## 雑報

福岡県新型コロナウイルス等対策本部規程第一号

福岡県新型コロナウイルス等対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年六月十一日

福岡県新型コロナウイルス等対策本部長

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県新型コロナウイルス等対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県新型コロナウイルス等対策本部規程(平成二十五年七月福岡県新型コロナウイルス等対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長
		私学振興・青少年育成局長

を

別表第二中

人づくり・県民生活部	人づくり・県民生活部長	人づくり・県民生活部次長
		私学振興・青少年育成局長

に改める。

人づくり・県民生活部

社会活動推進班	社会活動推進課長
文化振興班	文化振興課長
スポーツ振興班	スポーツ振興課長
男女共同参画推進班	男女共同参画推進課長
生活安全班	生活安全課長
私学振興・青少年育成局	政策課長
	私学振興課長
	青少年育成課長

を

人づくり・県民生活部

社会活動推進班	社会活動推進課長
文化振興班	文化振興課長
スポーツ振興班	スポーツ振興課長
男女共同参画推進班	男女共同参画推進課長
生活安全班	生活安全課長
私学振興・青少年育成局	政策課長
	私学振興課長
	青少年育成課長
スポーツ局	青少年育成班
	スポーツ企画班
	スポーツ企画課長
	スポーツ振興班
	スポーツ振興課長

に改める。

別表第四中

福祉労働部	子育て支援班	児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園)、届出保育施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
	児童家庭班	児童福祉施設(保育所、幼保連携型認定こども園以外)に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

を

福祉労働部	子育て支援班	一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設）、届出保育施設に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
	児童家庭班	一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設以外）に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。

商工部	観光局	観光振興班	一 旅行者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
-----	-----	-------	------------------------------

商工部	観光局	観光政策班	一 旅行者に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。
-----	-----	-------	------------------------------

附則

この規程は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年六月一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項の表健康増進課の項の次に次のように加える。

がん感染症疾病対策課	ワクチン接種推進室
------------	-----------

第三十一条の二の四第一号へ中「こと」の下に「（保健医療介護部がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編

集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。）を含む。）を加え、同号ト  
中「こと」の下に「（保健医療介護部がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室に係るものを含む。）」を加え、同条第四号イ中「こと」の下に「（保健医療介護部がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室に係るものを除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室の所掌事務）

第三十一条の二の五 第七条の二第一項に規定する保健医療介護部がん感染症疾病対策

課ワクチン接種推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の推進に関すること。
- 二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。